

福県医発第1981号(地)
平成20年12月24日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

出産育児一時金の改正について

今般、平成21年1月1日より施行される「産科医療補償制度」の創設に伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第371号)が公布され、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法につきまして、「出産育児一時金」の改正が行われた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本改正は、健康保険法施行令第36条、船員保険法施行令第12条、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の7及び地方公務員等共済組合法施行令第23条の4に、下記内容のただし書を加えるものであります。(詳細は、添付資料をご参照ください。)

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

【出産育児一時金の改正(概要)】

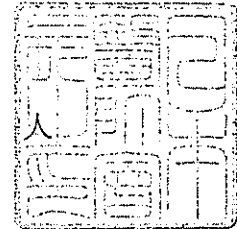
財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償(産科医療補償制度)を実施し、さらに、出産に係る医療安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、特定出産事故(出産に係る事故のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、一定程度の障害の状態となったもの)に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている病院、診療所、助産所等による医学的管理の下における出産であると保険者(船員保険の場合：社会保険庁長官、国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合の場合：組合(以下同様))が認める場合は、35万円に、産科医療補償制度の保険契約に関し追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額が、「出産育児一時金」として支給されることとなる。

日医発第917号（保197）

平成20年12月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



出産育児一時金の改正について

今般、平成21年1月1日より施行される「産科医療補償制度」の創設に伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号）が公布され、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について、「出産育児一時金」の改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、健康保険法施行令第36条、船員保険法施行令第12条、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の7及び地方公務員等共済組合法施行令第23条の4に、下記内容のただし書を加えるものであります。（詳細は、添付資料をご参照ください。）

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

【出産育児一時金の改正（概要）】

財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償（産科医療補償制度）を実施し、さらに、出産に係る医療安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、特定出産事故（出産に係る事故のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、一定程度の障害の状態となったもの）に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている病院、診療所、助産所等による医学的管理の下における出産であると保険者（船員保険の場合：社会保険庁長官、国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合の場合：組合（以下同様））が認める場合は、35万円に、産科医療補償制度の保険契約に関し追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額が、「出産育児一時金」として支給されることとなる。

<添付資料>

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号）
（平20.12.5 官報（号外第267号）写し）
- ・出産育児一時金制度の見直しについて（厚生労働省）
（平20.9.12 第30回社会保障審議会医療保険部会 資料）



官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 267 号) (2分冊の1)

官 報 平成 20 年 12 月 5 日 金曜日

目次

(法 律)

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (八六)
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (八七)

(政 令)

- 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令 (三六七)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三六八)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (三六九)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三七〇)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (三七一)
- 社会保険協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部を改正する政令 (三七二)

(条 約)

- 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定 (一七)

(府 令)

- 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令 (内閣府七八)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令 (同七九)

(府令・省令)

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五)
- 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令 (内閣府・財務一〇)
- 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・財務・厚生労働一)
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業三)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業四)
- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働九)

(省 令)

- 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学三七)

(告 示)

- 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件の一部を改正する件 (金融庁七五)
- 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件 (外務六三九)

本号で公布された
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (法律第八六号) (警察庁)

1 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
刃渡り五・五センチメートル以上一五センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とすることとした。(第二条関係)

2 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
(一) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加することとした。(第五条関係)

(二) 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
一定の違法な行為をして銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を五年から一〇年に延長することとした。(第五条関係)

(三) 高齢者に対する認知機能検査の導入
銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で七五歳以上のものは、認知機能検査を受けなければならないこととした。(第四条の三及び第五条関係)

(四) 所持許可に係る申請書への医師の診断書の添付の義務化
猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこととした。(第四条の二関係)

(五) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととした。(第五条の二及び第五条の五関係)

(六) 年少者による空気銃の所持の制限
(1) 一四歳以上一八歳未満の者が所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとした。(第五条関係)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百一条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十二条第一項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。及び第三項並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第六十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。
第三十六条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に加入し、被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で被保険者が定める額を加算した額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。))のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。))が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する

情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第十二条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に加入し、被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で被保険者が定める額を加算した額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。))のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。))が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七に次のただし書を加える。
ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に加入し、被保険者が追加的に必要となる

費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で被保険者が定める額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(財務省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(財務省令で定める事由により発生したものを除く。))のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、財務省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。))が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて財務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、財務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四に次のただし書を加える。
ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に加入し、被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で被保険者が定める額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(総務省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(総務省令で定める事由により発生したものを除く。))のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、総務省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。))が発生した場合において

て、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて総務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、総務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

附 則

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。前に出産した被保険者若しくは日雇特別被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に分べんした被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

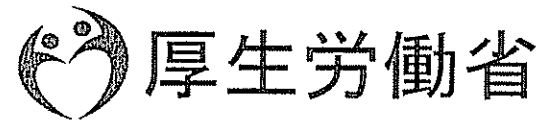
第四条 施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法第六十一条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に出産した地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る地方公務員等共済組合法第六十三条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

総務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣 中川 昭一
文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

出産育児一時金制度の見直しについて (産科補償制度関連)



産科医療補償制度創設に向けたこれまでの取組状況

1. 医療紛争処理のあり方検討会（自由民主党政務調査会）

（1）平成18年9月7日から11月17日までに6回開催

○主に関係者からのヒアリング

（2）平成18年11月29日（第7回）

○「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表

○公明党「医療事故に係る無過失補償制度とADRに関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論

2. 産科医療補償制度運営組織準備委員会（（財）日本医療機能評価機構）

（1）平成19年 2月19日

○「産科無過失補償制度創設事業」の委託契約を締結

（2）平成19年 2月23日から12月19日までに11回開催

○関係者からのヒアリング及び補償制度の内容について検討

（3）準備委員会に産科医療補償制度に関する調査専門委員会を設置し、

平成19年 4月13日から11月16日までに5回開催

○脳性麻痺発生状況の調査、補償対象基準等を検討

（4）平成20年 1月23日（第12回）

○報告書のとりまとめ

3. 社会保障審議会

（1）医療部会

○ 平成19年9月17日

「緊急医師確保対策について（産科医療補償制度）」

○ 平成20年9月4日

「産科医療補償制度」

（2）医療保険部会

○ 平成19年9月20日

「産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取り組み状況」

産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね500～800人）

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

保険料(掛金)

一分娩当たり 30,000円

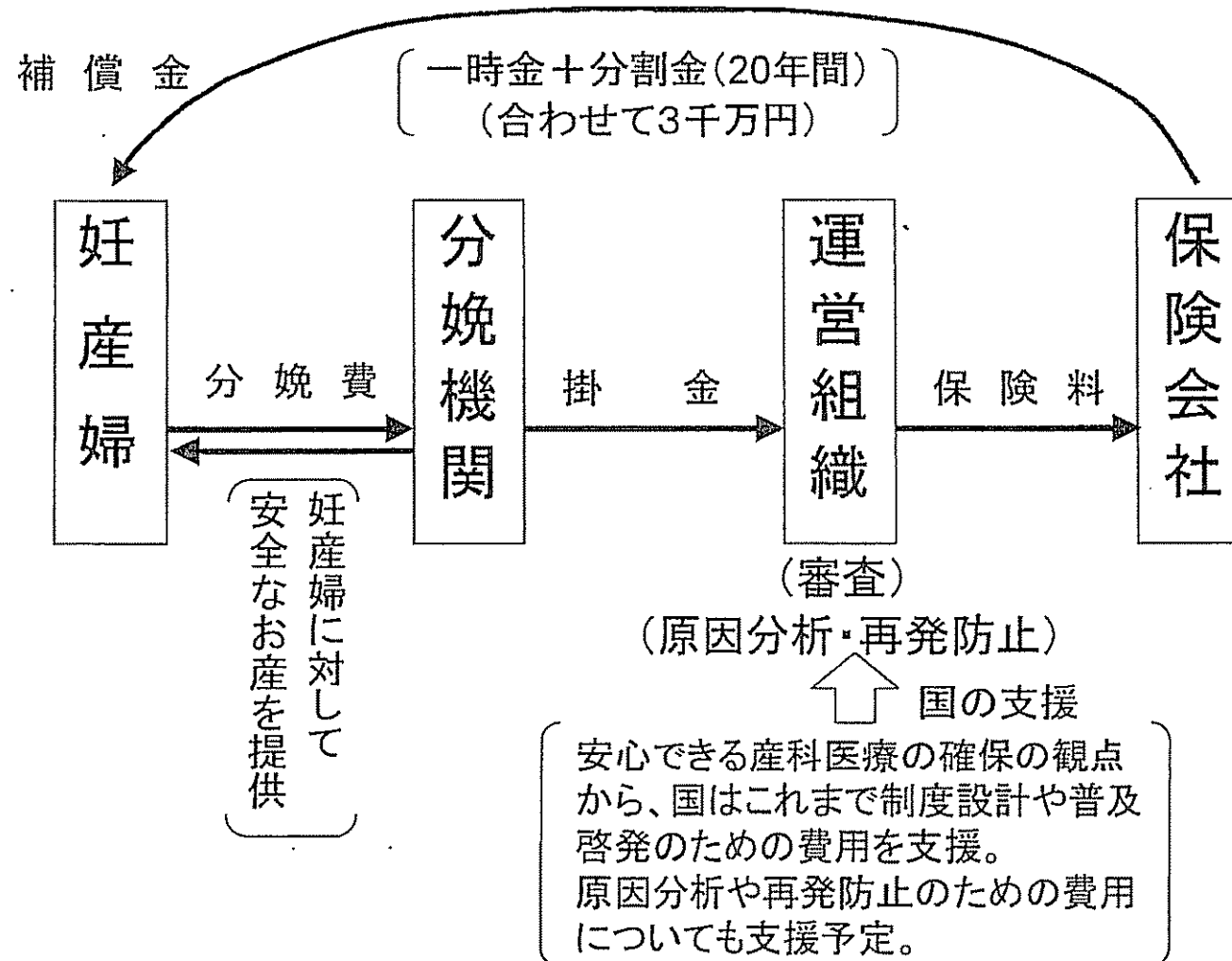
加入促進策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表

その他

- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

産科医療補償制度の概要



産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書 概要

1. 基本的な考え方

- 平成18年11月に自民党・医療紛争処理のあり方検討会においてとりまとめられた「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」に沿って、本制度創設に向けた検討を行った。
- 分娩に係る医療事故（過誤を伴う事故および過誤を伴わない事故の両方を含む。）により脳性麻痺となった児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とする。
- 産科医療の崩壊を一刻も早く阻止する観点から、民間の損害保険を活用して早急な立ち上げを図る。
- 制度未加入の分娩機関で出生した児は補償対象とならないため、原則としてすべての分娩機関が本制度に加入する必要がある。

2. 補償

- 分娩機関と妊産婦との間で取り交わした補償契約にもとづいて、当該分娩機関から当該児に補償金を支払う。分娩機関は補償金を支払うことによって被る損害を担保するために、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。
- 国は補償内容について標準約款で公示し、各分娩機関はこれに即して補償約款を定める。
- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とし、原則として出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者等級1・2級相当の重症者とする。ただし、先天性要因等の除外基準に該当するものを除く。
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、分娩に係る医療事故に該当するか否かという観点から個別審査を行う。
- 補償対象者数は概ね500～800人と見込まれるが、制度設計に際しては、この推計数が地域性のある、かつ、限定された範囲のデータにもとづくことなどを踏まえ、慎重に検討する必要がある。
- 補償金の支払い方法は、看護・介護費用の一助という観点からは年金方式が望ましいが、生存曲線に関するデータ不足等から商品化が極めて困難であるため、給付総額を予め定めた一時金＋分割金方式を提言する。
- 補償水準は一時金として数百万円、分割金として総額2千万円程度を目処とし、分割金は原則として20年間、児の生存・死亡を問わず支給する。

- 補償申請者は分娩機関であり、申請の期間は原則として生後1年以降、児の満5歳の誕生日までとする。
- 補償対象か否かは運営組織が一元的に審査する。具体的には、医学的専門知識を有する産科医等による書類審査の結果を受けて「審査委員会」が最終決定を行う。
- 分娩機関に損害賠償責任がある場合は、本制度から支払われる補償金と損害賠償金が二重給付されることを防止するために調整を行う。

3. 原因分析・再発防止

- 紛争の防止・早期解決のために、運営組織が委嘱した産科医が医学的観点から事例の分析を行い、その結果を運営組織に設置する産科医、助産師および学識経験者等を中心に構成される「原因分析委員会」において最終確認のうえ、分娩機関と児・家族にフィードバックする。
- 運営組織に「再発防止委員会」を設置し、原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図る。

4. 運営組織

- 運営組織は、本制度の各種業務を円滑かつ全国的に行う能力を有しており、営利を目的としない公正で中立的な組織であることが必要である。

5. 制度創設時期および見直し

- 本制度は平成20年度内の創設を目指す。なお、制度発足時は収支が破綻しないよう余裕を持った設計とし、遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

6. 広報

- 運営組織、国や地方公共団体および関係団体等は連携し、積極的な広報活動を行うことが重要である。

7. 国の支援および連携

- 国が本制度に対し、出産育児一時金の適宜引き上げ、標準約款の公示、費用の支援、加入率を高めるための施策の実施等の様々な支援を行うことが不可欠である。

産科医療補償制度運営組織準備委員会 委員名簿

◎ 近 藤 純五郎	近藤社会保障法律事務所
○ 河 北 博 文	日本医療機能評価機構 理事
飯 田 修 平	全日本病院協会 常任理事
石 井 雅 実	㈱損害保険ジャパン 取締役常務執行役員
伊 藤 雅 治	全国社会保険協会連合会 理事長
大 井 利 夫	日本病院会 副会長
岡 本 喜代子	日本助産師会 副会長
勝 村 久 司	連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員
加 藤 尚 武	京都大学名誉教授
木 下 勝 之	日本医師会 常任理事
行 天 良 雄	医事評論家
五阿弥 宏 安	読売新聞東京本社 編集局次長
小 林 廉 毅	東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学 教授
鈴 木 利 廣	すずかけ法律事務所
高 久 史 麿	日本医学会 会長
竹 嶋 康 弘	日本医師会 副会長
野 田 愛 子	野田・相原・石黒法律事務所
保 科 清	日本小児科医会 会長
宮 澤 潤	宮澤 潤法律事務所
八 木 孝	東京海上日動火災保険㈱ 常務取締役
山 口 光 哉	元公務員共済立川病院 診療部長

◎ 委員長、○委員長代理 （委員の記載は五十音順）

産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

平成 18 年 11 月 29 日
自由民主党政務調査会
社会保障制度調査会
医療紛争処理のあり方検討会

1 趣旨

- 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
 - 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
 - 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
 - 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

2 制度の運営主体

- 日本医師会との連携の下、「運営組織」を設置。
- 運営組織が、補償対象かの審査や事故原因の分析を実施。

3 制度の加入者

- 医療機関や助産所単位で加入。

4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

- 医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。
- 保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。
- 保険料の支払いについては、医療機関や助産所にとって加入しやすいものとするため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

5 補償の対象者

- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合とする。なお、通常の分娩の定義や障害の程度、対象者の発生件数の調査など制度の詳細な仕組みについては、事務的に検討。

6 補償の額等

- 補償額については、保険料額や発生件数等を見込んで適切に設定。
- 現段階では、〇千万円前後を想定。

7 審査及び過失責任との関係

- 運営組織が、給付対象であるかどうかの審査を行うとともに、事故原因の分析を実施。
- 事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。
- 過失が認められた場合には、医師賠償責任保険等に求償。

8 国の支援

- 産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国は制度設計や事務に要する費用の支援を検討。

9 その他

- この制度は、喫緊の課題である産科医療についての補償制度の枠組みではあるが、今後、医療事故に係る届出の在り方、原因究明、紛争処理及び補償の在り方についても具体化に向けた検討を進める。

産科医療補償制度創設に伴う 出産育児一時金等の支給額の見直しについて

(1) 現行の取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）においては、被保険者（又は被扶養者）が出産をしたとき、出産育児一時金（又は家族出産育児一時金）として1児につき35万円を支給する。

出産費用は、助産所や医療機関によって異なることから、出産育児一時金の額は、旧国立病院における分娩費の全国平均を勘案して定めているところ。

根拠条文

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

第百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

○ 健康保険法施行令（大正15年勅令243号）（抄）

第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十五万円とする。

(※) 市町村国民健康保険にあっては条例で定めるところにより、被保険者が出産をしたとき出産育児一時金を支給することとなっている。（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条。大半の市町村において35万円と定めている。）

(2) 支給額の見直しについて

平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産費用の上昇が見込まれるため、同日より、出産育児一時金等の支給額を1児につき35万円から38万円に引き上げることを検討しているところ。

○ 出産育児一時金（平成 17 年度給付実績）

	件数 （千件）
政府管掌健康保険	410
日雇特例	0
船員保険	1
組管掌健康保険	353
国家公務員共済組合	32
地方公務員共済組合	71
私学共済	10
国民健康保険	229
うち市町村国保	195
うち国保組合	34
保険制度計	1,106

出典： 政府管掌健康保険、日雇特例被保険者、船員保険

…「社会保険庁事業年報 平成 17 年度」

国家公務員共済組合…「平成 17 年度 国家公務員共済組合事業統計年報」

地方公務員共済組合…「平成 17 年度 地方公務員共済組合等事業年報」

私学共済…「私学共済制度 事業統計 平成 17 年度」

国民健康保険…「平成 17 年度 国民健康保険事業年報」